浪速区運営方針　用語解説



広報・啓発キャラクター「なでこちゃん」

令和４年４月

浪速区役所

浪速区運営方針における主な用語の意味及び用法は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **用語** | **解説・内容** |
| あ行 | アウトリーチ | 支援が必要であるにもかかわらず、自ら相談できない、もしくは自発的にサービスを求めようとしないなどの理由により支援が届いていない人に対し、訪問等により積極的に働きかけ、サービスや支援につなげようとする取組 |
| いきいき百歳体操 | アメリカの国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、平成14年に高知市が開発した椅子に座っておもりを使って行う筋力運動の体操のこと。  要支援、要介護の方でも安全に参加でき、週２回以上行うことで筋力がつくだけでなくバランス能力も高まり転倒しにくい身体になる。 |
| ACP（人生会議） | もしものときに備え、本人が大切にしていることや、「どこで」「どのような」医療・ケアを望むのかを前もって考え、周囲の信頼する人たち（御家族や医療・介護スタッフ等）と話し合って共有する取組。 |
| 大阪市通学路安全  プログラム | 平成24年に全国的な登下校中の児童生徒の死傷事故や、平成30年の大阪府北部地震でのブロック塀倒壊事故、同年の他都市での登下校時の不審者事案による事件を受けて本市で策定されたもの。児童生徒が安全に通学できるよう、交通安全・防犯・防災の３つの観点で通学路の安全確保を図ることを目的に関係する機関（学校、警察、建設局、区役所、教育委員会事務局等）が連携して通学路の調査、対策必要箇所の抽出、対策の検討・具体化につなげる取組を行っている。 |
| 大阪市通学路安全  推進会議 | 各区・各校区レベルでの上記プログラムの取組が円滑に進むよう、道路管理者（国土交通省大阪国道事務所や大阪市建設局）、交通管理者（大阪府警察本部）、教育委員会事務局、区役所（こども・教育部会と安全・環境・防災部会の代表区）等、全市レベルでの関係機関の連携を図るための会議。 |
| か行 | 学習言語能力 | 私たちがふだん会話する時は「生活言語能力」という言葉の力を使っており、「犬」「走る」など具体的なことを表す言葉が多く、日常生活でコミュニケーションする中で、自然に身につく言語能力で、対して、学校の授業や教科書で、国語・算数などの教科を学ぶ時の用語を使える力を「学習言語能力」と呼び、「主語述語」「文法」「公式」「定理」など、ふだんあまり使わず、日常生活だけで自然に身につけるのは難しい言葉や、抽象的・概念的な言葉を、その本質を理解して使える力のこと |
| 区民アンケート | 区民の多様な意見やニーズを広く収集し、今後の施策・事業の実施・検討等に活用することを目的に住民基本台帳より無作為に抽出した区民を対象に実施しているアンケート調査 |
| こども110番の家 | 子どもたちが知らない人から「声掛け」「痴漢」「つきまとい」などの被害を受けた時に、大人に助けを求めて逃げ込むための地域の協力家庭（商店・事務所等も含む）など。目印となるプレートなどを掲げていただいている。 |
| さ行 | 「自助」「共助」「公助」 | 「自助」：自分（家族）の命を自分（家族）で守ること  「共助」：地域の皆さんで互いに助け合うこと  「公助」：国や市の行政機関が対策を行うこと |
| 社会福祉協議会  （社協） | 社会福祉法に基づき設置された営利を目的としない民間組織。社会福祉・保健・医療・教育などの関係者及び区内の各種団体で構成されている。「安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目的に、地域における福祉サービスの開発・実施や住民活動の支援などを行っている。 |
| スクリーニング会議 | 日ごろから子どもたちの様子を見る機会の多い小中学校の先生の気づきから、課題を抱える子どもたちを発見し、その課題を把握し整理したうえで関係機関が集まり、課題解決に向けた支援方法の検討や役割分担などを決定する会議 |
| 生活習慣病 | 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与する症候群のこと |
| た行 | 地域活動協議会 | おおむね小学校区を範囲として地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い協力しながら様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組みのこと。浪速区では11地域で設立されている。 |
| 地域福祉サポーター | 身近な相談窓口として、区役所が区社協に業務委託をして各地域に配置している人員のこと。食事サービス・ふれあい喫茶・子育てサロンなどの地域活動の支援や、地域による住民同士の見守り活動の支援を行っている。 |
| 地域見守り会議 | 要援護者名簿を基に、日常の見守り活動の必要性やその方法について、情報交換や実施上の諸問題について話し合う会議  地域団体、民生委員児童委員、区社協などで構成され、地域ごとに実施している。 |
| 特定健診 | 40～74歳の人を対象に、生活習慣病の予防を目的として行われる健康診査。高齢者医療確保法に基づいて、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者が行う。平成20（2008）から実施。健診の結果、メタボリックシンドロームまたはその予備軍と判定された人は、医師・保健師・管理栄養士等による特定保健指導を受けることができる。 |
| な行 | 日本語サポーター | 区内の市立小・中学校で、帰国・来日等の外国にルーツをもつ、日本語の指導が必要な児童・生徒に対して、学校生活でのコミュニケーションのサポート、学習支援などをしていただくボランティア（有償） |
| は行 | 避難行動要支援者 | 高齢者、障がい者等配慮を要する要配慮者のうち、災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のこと |
| ま行 | マイタイムライン | 住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの  [マイタイムライン (mlit.go.jp)](https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/mytimeline/index.html)国土交通省HPより |
| や行 | 要援護者名簿 | 大阪市が抽出した「『要援護者名簿の基となる行政情報リスト（※）」や地域で見守りが必要と思われる方のうち、自身の情報を地域見守り活動のため、地域団体に情報提供することに同意された方を取りまとめた名簿。  ※次のいずれかの要件を満たしている方を一覧にしたもの  ・介護保険の要介護認定で要介護3以上、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上  ・重度障がい（身体障がい1･2級、知的障がいA、精神障がい1級）  ・視覚障がい･聴覚障がい3･4級、音声･言語機能障がい3級  ・肢体不自由（下肢･体幹機能障がい）3級  ・人工呼吸器装着者等、医療機器等への依存が高い難病患者 |
| ら行 | ローリングストック | 普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法 |